

# 刈谷市災害廃棄物処理計画

2018年3月

(概要版)





## 1. 基本的事項

### (1) 計画策定の目的

本計画は、南海トラフ地震等の発生により本市で想定される大量の災害廃棄物に対し、適正かつ迅速に処理するために必要となる事項を定め、市民生活を守り、地域の早期の復旧・復興に寄与することを目的とし、国が策定した「災害廃棄物対策指針」（2014(平成26)年3月)及び県が策定した「愛知県災害廃棄物処理計画」（2016(平成28)年10月)に基づき策定した。

発災後においては、実際の被災状況を踏まえ、改めて災害廃棄物処理の実行計画を策定する。

### (2) 対象とする災害

地震による被害想定の対象は、最も被害が大きいと想定される南海トラフ地震とし、規模の大きな過去の地震を重ね合わせた過去地震最大モデルによるものとした。

表－1 地震等の想定

最大震度	6強	建物被害	全壊・焼失：約1,400棟
津波	最大津波高：2.0m	人的被害	死者：約40人

## 2. 平時の備え

### (1) 組織体制、指揮命令系統の確立

本市においては、刈谷市災害対策本部が、災害発生時における対策活動を統括する。災害廃棄物の処理に関しては、産業環境部（商工業振興課、企業立地推進室、農政課、環境推進課、ごみ減量推進課）の産業環境班があたる。

### (2) 人材育成・訓練

定期的に、情報収集や連絡調整に係る関係者間の伝達訓練、行動マニュアルに基づく実地訓練を行う。また、大規模災害の被災自治体の職員や専門家による講習会等を通じ、災害廃棄物対策を担う人材を育成する。

### (3) 住民への広報・啓発

災害発生時に住民へ広報すべき情報の広報を平時から行うことで、災害廃棄物に対する住民の意識を高めていく。

### (4) 協力支援体制の構築

災害廃棄物に関し、本市が締結する協定は表－2に示すとおりである。近隣市町や関係団体等との対外的な窓口については、産業環境班内で一本化するとともに、予め相手方の窓口も明確にしておく必要がある。なお、南海トラフ地震等の大規模災害が発生すると、近隣市町を含む広範囲の地域が被災するため、県外市町村等との災害応援協定等の締結を進めていくことが課題となっている。

表－2 刈谷市が締結している協定

協定の名称	支援の内容					協定締結者	締結年月
	ごみ処理	し尿処理	職員派遣	物資の提供	その他		
し尿及びごみ処理相互援助に関する協定	○	○				「三河知多清掃施設連絡協議会」所属団体	1990 (H2).2
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る災害相互応援に関する協定	○	○				愛知県内全市町村と全下水道管理者、全一部事務組合	2014 (H26).1
衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定			○	○		刈谷市、碧南市、安城市、知立市及び高浜市の5市	2000 (H12).1
災害時等における廃棄物の処理等に関する協定	○					刈谷市と愛知県産業廃棄物協会	2014 (H26).4

### (5) 行動マニュアルの作成

地震発生後に着手する業務の内容を表－3に示す。本市では職員の行動マニュアルを作成し、5つの分野別の業務内容を時系列に沿って示しているが、職員が被災する場合を踏まえ、各職員は複数分野の業務に習熟する必要がある。

表－3 地震発生後における業務の着手時期

対応業務の内容  概ねの着手時期	地震発生後		
	初動期		応急対応(前半)
	24時間以内	3日以内	1週間以内
仮設トイレの設置と設置場所の情報提供	●		
仮設トイレの管理		●	●
し尿処理体制の確保、処理計画の策定		●	
し尿の応急収集の実施		●	
し尿の処理の実施			●
がれき等の仮置場の選定	●		
がれき等の処理体制の確保、処理計画の策定		●	
がれき等の受け入れ、処理			●
ごみ処理体制の確保、処理計画の策定		●	
ごみの応急収集の実施、処理の実施			●

注) ●は業務の着手目標時期を表す。

## 3. 災害廃棄物等処理対策

### (1) 災害廃棄物等処理の基本方針

災害廃棄物等の処理に係る基本方針を以下のとおりとする。

- 1) 迅速な対応・処理  
人命救助や復興作業に支障となる災害廃棄物の迅速な撤去を行う。
- 2) 衛生的な処理  
生活ごみやし尿を、防疫のために衛生的かつ迅速に処理する。

- 3) 計画的な対応・処理  
処理施設の適切な運用などで、災害廃棄物を効率的に処理する。
- 4) 環境に配慮した処理  
周辺の生活環境に十分に配慮して災害廃棄物の処理を行う。
- 5) リサイクルの推進  
廃棄物の分別を徹底し、リサイクルを推進する。
- 6) 安全作業の確保  
廃棄物への危険物の混入などに対し、安全性を確保する。

## (2) 対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、図-1に示すものとする。

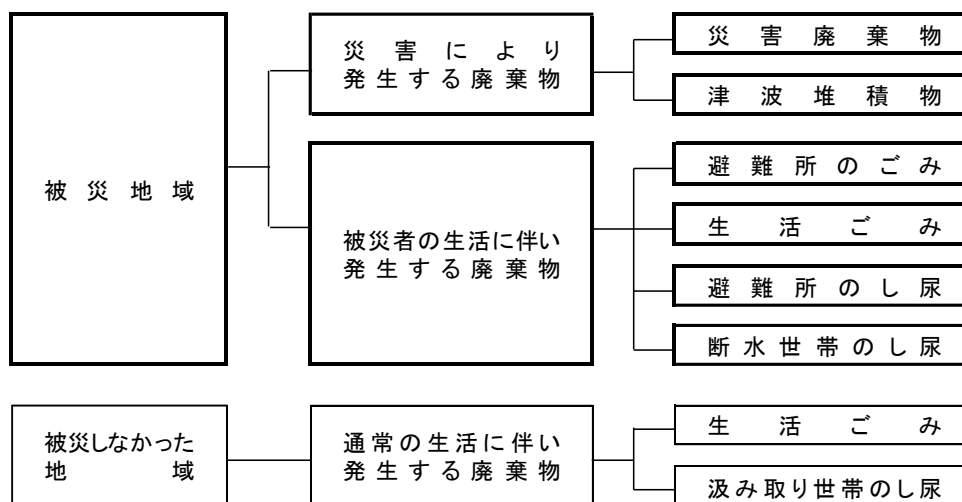


図-1 対象とする廃棄物

### ① 災害廃棄物及び津波堆積物

仮置場への廃棄物の運搬は、発災後1年間で終わることを目標とする。

仮置場においては廃棄物の仮置きと選別を行い、必要に応じて中間処理を行う。水害で発生する廃棄物など腐敗性のものについては、迅速に処理を行う。想定した災害廃棄物及び津波堆積物の量は、クリーンセンターの処理能力を超える可能性があり、その場合には他市町村または民間の施設での処理が必要となる。なお、仮置場での廃棄物の仮置きと選別は、発災後3年間で終わることを目標とする。

災害廃棄物の主な内容と発生量

項目		主な内容	発生量
災害廃棄物	可燃物	柱・梁・壁材などの木くず	25,930 t
		繊維類、紙、プラスチック等が混在したもの	
	不燃物	コンクリートがら、アスファルトくず	173,777 t
		鉄骨、鉄筋	
		ガラス・陶磁器くず、土砂などが混在したもの	
合計			199,708 t

津波堆積物の主な内容と発生量

項目	主な内容	発生量
津波堆積物	津波で打ち上げられた海底の土砂等	85,059 t

## ② 避難所、断水世帯及び汲み取り世帯のし尿

仮設トイレは便槽の容量が小さいため、発災後3日以内に収集運搬を開始するとともに、その後は3日に1回を目途に頻度高く収集する。

想定したし尿の量からは、浄化槽汚泥の処理分を加えれば、環境センターでの処理が可能になると見込まれるが、浄化槽汚泥との性状の違い、民間企業が設置する浄化槽から一時に大量の汚泥が搬入されることに留意する必要がある。施設の処理能力を超えるし尿が発生する場合は、下水道マンホール投入による下水道施設での処理を行う。また、一時貯留施設としての大型タンクローリーを設置する。

し尿の主な内容と発生量

項目	主な内容		時期	発生量	
し尿	避難所のし尿	避難所の仮設トイレで発生するもの	1週間後	30.4kL/日	
	汲み取り世帯のし尿	汲み取り世帯で発生するもの	1か月後	9.0kL/日	
	断水世帯のし尿	断水地域の世帯を対象に設置される仮設トイレで発生するもの	ケース①	1週間後	53.6kL/日
			ケース②	1週間後	13.0kL/日

## ③ 処理困難物

石綿含有廃棄物や薬品類等の有害廃棄物、オイル等の危険物などの処理困難物は、可能な限り市民等の排出者に排出方法を示し、適切な処分を促していく。災害廃棄物等に混在するものについては、必要に応じて本市が収集運搬及び処分を行う。

## ④ 廃棄物の処理フロー

災害廃棄物などのうち、し尿を除く廃棄物の処理フローは、図-2に示すものとする。

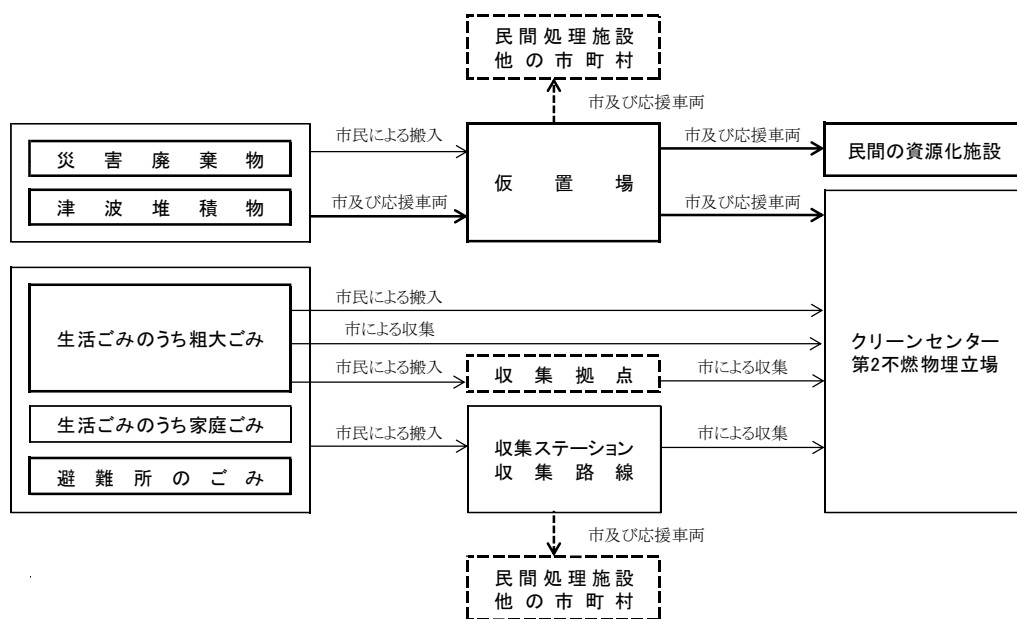


図-2 廃棄物の処理フロー

災害廃棄物などのうち、クリーンセンターや不燃物埋立場が被災し、処理が困難となる場合は、民間処理施設や他の市町村の応援を要請する。

### (3) 廃棄物処理のために必要となる資機材及び施設

#### ① 仮置場

仮置場は4箇所の候補地を選定した。候補地の合計面積は、仮置量が最も多くなる時期に必要な面積を上回っているが、発災後においては、改めて、被災状況や避難場所及び仮設住宅建設場所等を踏まえて、仮置場を選定する。

仮置場の設置にあっては、火災の発生、悪臭や粉じんの発生等による生活環境への影響が懸念されることから、周辺環境の保全に配慮した運営を行う。

仮置場の候補地

名称	所在地	所有者	面積
小垣江グラウンド	小垣江町大津崎 65	刈谷市	18,000 m <sup>2</sup>
刈谷市不燃物埋立場	泉田町南新田 16	刈谷市	27,484 m <sup>2</sup>
クリーンセンターグラウンド	半城土町東田 46	刈谷知立環境組合	3,740 m <sup>2</sup>
亀城公園運動広場	城町 2-2	刈谷市	63,969 m <sup>2</sup>
合計			113,193 m <sup>2</sup>

#### ② 仮設トイレ

最大で約500基の仮設トイレが不足することが想定されるため、リース業者から調達するか、県や他市町村の備蓄分を借り受ける必要が生じる。また、携帯トイレの活用や下水

道マンホールトイレの設置などの採用も視野に入れる必要がある。

仮設トイレの必要数

項 目	必要数	保有数
避 難 所 の み	260 基	156 基
避難所と断水世帯 (最大想定)	720 基	

### ③ 最終処分施設

本市の第2不燃物埋立場では災害廃棄物及び津波堆積物から選別された不燃物の埋立処分を行うこととなるが、埋立可能量は想定した必要処理量とほぼ等しい。

不燃物の埋立処分量

項 目	必要埋立量	埋立可能量
災害廃棄物等の選別後における不燃物	29,975 t	29,453 t /10 年





刈谷市災害廃棄物処理計画 概要版

2018年3月発行

発行 刈谷市

編集 産業環境部ごみ減量推進課

〒448-0838 刈谷市逢妻町2丁目25番地

TEL : 0566-21-1705

URL : <http://www.city.kariya.lg.jp/>